

春日部市 道路占用工事標準条件書

平成29年4月

建設部道路管理課

春日部市道路占用工事標準条件書

目次

第1章 総則

- 1 目的
- 2 原則
- 3 工期の遵守
- 4 着工届の提出
- 5 工事の施工の周知
- 6 施工計画書
- 7 状況写真の常備
- 8 復旧材料の品質管理
- 9 工事現場の管理
- 10 騒音振動等の抑制
- 11 事故防止対策
- 12 事故等の発生に伴う措置
- 13 完了届の提出
- 14 検査の時期及び方法
- 15 手直しの指示及び再検査
- 16 工事の中止等
- 17 先行工事
- 18 占用工事の競合
- 19 第三者に対する損害等の処置
- 20 他の占用物件の移設
- 21 責任期間
- 22 指示の履行等の義務

第2章 掘削工等

- 1 舗装の切断の方法等
- 2 湧水等の処理

第3章 土留工

- 1 土留めの方法
- 2 杭又は矢板の残置禁止

第4章 他の埋設物等

- 1 埋設物等の確認
- 2 火気の使用制限
- 3 埋設物の防護

第5章 路面の覆工

- 1 路面覆工の方法等
- 2 覆工部の開口

第6章 推進工法等の特殊な工法

- 1 推進工法等の施工方法
- 2 軟弱地盤に対する工法

第7章 復旧工事

- 1 復旧の原則
- 2 復旧工事の使用材料の原則
- 3 路床の使用材料及び施工方法
- 4 路盤の使用材料及び施工方法
- 5 プライムコート・タックコートの使用材料及び施工方法
- 6 舗装の使用材料及び施工方法
- 7 仮復旧期間の現場管理
- 8 本復旧の施工

第8章 その他

- 1 道路の附属物等に対する措置
- 2 路肩又は法面の復旧
- 3 埋設物の明示
- 4 復旧箇所の明示

春日部市道路占用工事標準条件書

第1章 総則

(目的)

- 1 本条件書は、春日部市が管理する道路において、占有者が道路の占用に関する工事（以下「工事」という。）を行う際に守らなければならない一般的事項を示すことにより、安全かつ円滑に施工させることを目的とする。

(原則)

- 2 工事は、許可の内容によるほか、この条件書に基づき施工しなければならない。
 - (2) 許可の内容又はこの条件書によりがたい事情が生じたときは、速やかに報告して指示を受けなければならない。
 - (3) 前項の指示により添付図書に変更が生じたときは、当該図書を修正して提出しなければならない。

(工期の遵守)

- 3 工事は、工期内に完了しなければならない。

(着工届の提出)

- 4 工事の施工に着手する5日前までに、第1章6の施工計画書を添えて着工を届出なければならない。

ただし、工事の施工延長が100メートル未満の軽易な工事にあつては、施工計画書の添付を要しない。

(工事の施工の周知)

- 5 工事の施工に先だつて、沿道住民に工事の内容及び工期等を十分に周知しなければならない。

(施工計画書)

- 6 施工計画書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- ア 占有者
- イ 工事の場所
- ウ 路線名
- エ 許可年月日及び許可番号
- オ 監督者の職・氏名・連絡先
- カ 施工業者
- キ 現場責任者の職・氏名・連絡先
- ク 工期及び工程
- ケ 現場組織図
- コ 工程ごとの使用機械及び施工方法

- サ 工程ごとの使用材料
- シ 施工管理
- ス 安全管理
- セ 仮設置計画
- ソ 緊急時の対策（第1章11の対策をいう。）
- タ その他

（状況写真の常備）

- 7 工事現場の状況の変化又は工事の施工状況を後日に確認できるよう、別記1に掲げるところにより、写真を撮影して常備しなければならない。

（復旧材料の品質管理）

- 8 道路の復旧に使用する材料は、工事の進捗に合わせて手配し、常に適正な品質管理をしなければならない。

（工事現場の管理）

- 9 工事材料及び機械器具等は、一般交通の妨げとならないよう常に整理するとともに、消火栓、水道制水弁、ガス開閉栓、各種人孔等の所在箇所を不明確にし、又はこれらへの接近を困難にしてはならない。

(2) 工事現場が他の工事現場と隣接する等の場合は、相互に協調して、現場管理にあたらなければならない。

(3) 工事の施工中において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

ただし、許可の内容又は道路使用許可による行為を除く。

ア 道路の構造に影響を及ぼす行為

イ 安全かつ円滑な一般交通を妨げる行為

ウ 公衆に迷惑を及ぼす行為

（騒音振動等の抑制）

- 10 占有者は、工事を施工するときは、低騒音化及び低振動化された機械を使用するとともに、当該工事の施工に伴う騒音、振動等の発生をできる限り防止しなければならない。

（事故防止対策）

- 11 工事施工中は、事故防止に万全を期するとともに、平素から事故の発生に対処する必要な対策及び工事現場の保守並びに安全対策をたてておかななければならない。

(2) 前項の対策等は、「土木工事安全施工技術指針」（昭和57年建設省制定）又は「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年建設省制定）若しくは「埼玉県道路工事現場における表示施設等の設置基準」（昭和50年埼玉県制定）に基づくものとする。

(3) 第1項の対策等は、施工計画書の施工管理又は安全管理をもってかえることができる。

(4) 工事施工中において、第2項の規定にかかわらず、道路管理者が、災害防止対策要綱又は工事現場の標示施設設置基準を超えた施設等の措置を指示した場合は、それに従わなければならない。

(事故等の発生に伴う措置)

1 2 占有者は、工事中、事故等の発生により緊急に必要な措置を講じなければならぬときは、直ちに当該工事を停止し、人命の安全、二次災害の防止等に必要な措置を講ずるとともに、道路管理者及び関係機関に報告し、その指示を受けなければならない。

(完了届の提出)

1 3 工事が完了した時は、遅滞なく、第1章7に基づく写真及び竣工写真並びに出来形管理図を添えて、完了を届出なければならない。

(検査の時期及び方法)

1 4 検査は、道路管理者が必要と認める時には、完了を届出た日以後、速やかに受けなければならない。

(2) 工事の施工中においても、施工の適正を確認するため検査をすることがある。

(3) 検査方法等は、別に指示する。

(手直しの指示及び再検査)

1 5 検査結果又は、完了届により、工事が許可の内容又はこの条件書に基づき施工されていない場合は、手直しを指示することがある。

(2) 前項の指示を受けた後、速やかに指示に基づく施工を完了し、検査又は再検査を受けなければならない。

(工事の中止等)

1 6 この条件書を履行せず又は履行が不完全であると認める場合は、工事の全部又は一部の中止等の指示をすることがある。

(2) 前項の指示を受けたときは、当該指示に基づき、工事の中止等を行わなければならない。

(先行工事)

1 7 占有者は、工事を施工しようとする箇所に、市長が施工する道路に関する工事計画がある場合には、工期、工法、復旧方法等について、市長の指示に従って当該工事を施工しなければならない。

(占有工事の競合)

1 8 占有者は占有工事が競合するときは、同時施工等の方法により、当該占有工事を施工しなければならない。ただし、市長が認めるものについては、この限りではない。

(第三者に対する損害等の処置)

1 9 工事に起因して次に掲げる事項を生じさせた場合は、自らの責任において解決しなければならない。

ア 第三者に損害を与えた場合

イ 第三者との間で紛争が生じた場合

(2) 前項各号の事項が生じたとき又は解決を図るため交渉を行ったときは、その内容を報告しなければならない。

(他の占用物件の移設)

20 工事により新たに他の占用物件の移設が生じた場合は、当該占用物件の管理者と
その措置方法を協議し、当該協議の結果を報告しなければならない。

(2) 前項の協議により他の占用物件の数量が増加又は減少する場合は、当該占用物件の管理者に、道路占用許可申請又は道路占用協議の必要な手続きをとらせなければならない。

(責任期間)

21 第1章13に基づき完了を届出た日又は第1章14、第1章15(2)に基づき
検査、再検査を受けた日以降の1ヶ年間は、工事の施工に係る道路施設物の損傷の復
旧の責任義務を負わなければならない。

(2) 前項の期間中において、工事の施工に起因する損傷の復旧を指示した場合は、
それに従わなければならない。

(指示の履行等の義務)

22 道路構造を保全し、交通の危険を防止するため、工事に関する次に掲げる事項を
指示した場合は、これを履行等しなければならない。

ア 工事の施工方法等を変更すること。

イ 工事の施工のうち道路構造に係る書類を提出すること。

ウ 第1章11(4)に基づき施設等を措置すること。

エ 第1章14に基づき検査を受けること。

オ 第1章15に基づき手直しをすること。

カ 第1章21(2)に基づき損傷の復旧をすること。

第2章 掘削工等

(舗装の切断の方法等)

1 舗装の切断及び掘削は、次の各号に掲げる方法により施工等しなければならない。

ア 舗装の切断は、コンクリートカッターを用いて直線かつ路面に垂直に行うこと。

イ 掘削により他の舗装部の浮き上がり又は亀裂を生じさせないこと。

ウ 掘削は、溝掘、つぼ掘又はこれに準ずる工法によること。

エ 掘削の方法として、えぐり堀を行わないこと。

オ 道路を横断して掘削する場合は、片側交互通行が図れるよう一車線を確保するこ
と。

カ 第4章1に基づき確認された埋設物に近接して掘削する場合は、特に破損等に留

意し、人力で施工すること。

キ 沿道に接近して掘削する場合は、民地との出入を妨げることをしないよう措置すること。

ク 掘削された舗装の破壊片を路上で小割りしないこと。

ケ 掘削された土砂等を道路に堆積しないこと。

(湧水等の処理)

2 工事の施工中に湧水または溜り水（以下「湧水等」という。）が生じた場合は、土砂の流出又は地盤のゆるみの防止を措置しなければならない。

(2) 湧水等が多量である場合の前項の措置方法は、薬液注入工法とし、他の工法を採用する場合には、あらかじめ道路管理者の承認を受けなければならない。

(3) 湧水等は、路面又は道路の排水施設に直接放流してはならない。

第3章 土留工

(土留めの方法)

1 土留工は1. 5 m以上の掘削を伴う場合又は道路管理者が必要と認める場合には、次の各号に掲げる方法により施工等を行い、周囲の地盤に緩みを生じさせないように施工しなければならない。

ア 杭又は矢板を打設する場合は、第4章1に基づき確認された埋設物の安全を確保して行うこと。

イ 土留板は、掘削後ただちにはめ込むこと。

ウ 土留板と掘削土壁の間は、すきまが生じないように入念に施工すること。

エ 切りばりは、座屈が生じたり、落下することのないように行うこと。

(杭又は矢板の残置禁止)

2 杭又は矢板は、原則として残置してはならない。

第4章 他の埋設物等

(埋設物等の確認)

1 工事の施工に先だって、再度施工区域及びその周辺の他の埋設物の次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。

ア 種類

イ 位置

ウ 構造

エ 管理者

オ その他

(2) 前項の調査にあたって、原則として、各種埋設物の種類、位置等の確認のため、埋設物管理者の立会いを求め、埋設物管理者等が保管する台帳等に基づいて試掘等を

行い、目視による確認を行わなければならない。ただし、各種埋設物の状況があらかじめ明らかである場合はこの限りではない。

(火気の使用制限)

- 2 工事区域内は禁煙とし、引火の恐れのある埋設物等の付近においては、溶接機・切断機等の火気を発生する機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

- 3 工事により新たに埋設物を受け防護し若しくは吊り防護し、又は露出させようとするときは、当該埋設物の管理者とその措置方法について十分な調整を行わなければならない。

第5章 路面の覆工

(路面覆工の方法等)

- 1 覆工板は、次の各号に掲げるところにより施工等しなければならない。

ア はねあがり、ばたつきを起こさせないこと。

イ 振動によるゆるみを生じさせないこと。

ウ 各覆工板の間にすき間を生じさせないこと。

エ 舗装路面と覆工板の接合部は、段差を生じさせないこと。

オ 覆工板表面は、滑り止め機能を有するものとし、滑り止め機能が低下した場合は、取替えを行うこと。

(覆工部の開口)

- 2 覆工部は、材料等の搬入又は搬出の作業をする場合を除き、開口として出入口としてはならない。

(2) 前項の作業をする場合は、次の各号に掲げるところにより行わなくてはならない。

ア 開口部の周辺に保安施設を設けること。

イ 作業中は、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入を防止すること。

ウ 取りはずした覆工板は、作業区域外に放置しないこと。

エ 夜間の作業である場合は、照明設備を設置すること。

オ 作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元すること。

第6章 推進工法等の特殊な工法

(推進工法等の施工方法)

- 1 推進工法又はシールド工法による工事は、次の各号に掲げる方法により施工等しなければならない。

ア 押し込み口・到達口の掘削・土留工又は路面の覆工は、第2章・第3章及び第5章を準用すること。

- イ 覆工背面と地山の間は、十分に充填すること。
 - ウ 作業基地の選定に当たっては、近接の居住地域の環境、周辺道路の交通状況等を勘案の上、計画しなければならない。
 - エ 作業基地の使用に当たり、掘進に必要となる仮設備を有効かつ効率よく配置し、公害防止に配慮した安全な作業基地となるよう計画しなければならない。
- (2) 前項の工法による工事の施工においては、次の各号に掲げる事項を適確に把握しておかなくてはならない。
- ア 施工状況
 - イ 進捗状況
 - ウ 工事現場及びその付近の次に掲げる時期ごとの路面の高さ
 - (ア) 工事の着手前
 - (イ) 工事の施工中（必要に応じた複数の時）
 - (ウ) 工事の完了後
- (軟弱地盤に対する工法)
- 2 軟弱地盤に対し、新たに薬液注入工法等の施工が必要な場合は、当該工法の施工計画書を提出しなければならない。

第7章 復旧工事

(復旧の原則)

- 1 復旧工事は別に定める「春日部市道路占用工事等における舗装・路盤復旧基準」によらなければならない。
 - (2) 復旧工事は原則として即日で行い、道路を一般交通に開放しなければならない。
 - (3) 復旧工事の際、掘削箇所内に工事資材等を残置させてはならない。
 - (4) 交通解放後の時間経過による圧密増進（自然転圧）をする為に、舗装の復旧を仮に施工（以下「仮復旧」という。）し、その後に許可の内容による復旧（以下「本復旧」という。）を施工することとする。その仮復旧期間は、原則として1ヶ月以上3ヶ月未満とする。
- (復旧工事の使用材料の原則)
- 2 復旧工事に使用する材料は、「埼玉県土木工事共通仕様書」(昭和41年埼玉県制定)に定める規格に適合するものでなければならない。
 - (路床の使用材料及び施工方法)
 - 3 路床の使用材料は、砂・埋戻し用砂質土又は改良土とし、次の各号に掲げる方法により施工しなければならない。
 - ア 掘削底部からの埋戻しの仕上り厚は、一層ごとに20センチメートル以下とすること。
 - イ 各層ごとの締固めは、ランマー、その他の適当な締固め機械で十分に行うこと。

ウ 締固めの際には、埋設物等を破損しないように十分注意すること。

エ 湧水等は、これを排除しながら施工すること。

(路盤の使用材料及び施工方法)

4 路盤の使用材料は、下層路盤にあつては切込碎石、上層路盤にあつては粒調碎石とし、次の各号に掲げる方法により施工しなければならない。

ア 下層路盤の埋戻しの仕上り厚は、一層ごとに20センチメートル以下とすること。

イ 上層路盤の埋戻しの仕上り厚は、一層ごとに15センチメートル以下とすること。

ウ 前2号の各層の締固めは、振動ローラーその他の適当な締固め機械で十分に行うこと。

エ 前3号にかかわらず、現場の状況によりランマーで締固めする場合は、一層の仕上り厚を10センチメートル以下とすること。

(プライムコート・タックコートの使用材料及び施工方法)

5 プライムコート及びタックコートの使用材料は、アスファルト乳剤とし、材質については、路面の状態及び施工時期を考慮して選定するものとし、均一に散布して施工しなければならない。

(舗装の使用材料及び施工方法)

6 舗装の使用材料は、加熱アスファルト混合物又は再生加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)とし、仮復旧においても次の各号に掲げる方法で施工しなければならない。

ア 混合物の運搬は、よく清掃したダンプトラックを使用すること。

イ プラントからの搬出後は、保温に十分な配慮をすること。

ウ 次の混合物は使用しないこと。

(ア) 敷均しのときに分離が生じているもの。

(イ) 敷均しのときに温度が摂氏120度を下回っているもの。

エ プライムコート又はタックコートを施工した下層表面の欠損は、舗設前に修復すること。

オ 舗設は、降雨のとき及び下層表面がしめっている時は、施工しないこと。

カ 混合物の仕上り厚は、一層ごとに7センチメートル以下とすること。

キ 舗設の継目及び絶縁部は、十分に締固め、密着させること。

(2) 混合物の最大粒径は、表層においては13mm、基層においては20mmとする。

(仮復旧期間の現場管理)

7 仮復旧期間中の現場は、次の各号に掲げる措置を講じて適確な管理をしなければならない。

ア 第1章4に基づく着工届が必要な工事については、仮復旧期間を標示するため、別記2の仮舗装区間標示板を交通の障害とならず、かつ、通行者が明視できる場所

を選定して設置すること。

イ 定期的に現場の点検を行い、次の事項の確保を図ること。

- (ア) 道路構造の保全
 - (イ) 安全かつ円滑な交通の確保
 - (ウ) 騒音又は振動の未然防止
- (本復旧の施工)

8 本復旧は、掘削部分又は仮復旧部分に別に定める「春日部市占用工事等における舗装・路盤復旧基準」による部分を加えて施工しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、許可の内容にかかわらず、あらかじめ第1章2(2)に基づき報告をして指示を受けなければならない。

ア 復旧すべき部分に接近して凸凹又はひび割れが生じている場合

イ 復旧すべき部分の施工予定端から舗装絶縁線までの距離が1.2メートル未満となる場合

ウ 復旧すべき部分の施工予定端から5メートル以内の距離で他の占用工事が施工されている場合

エ その他前各号に準じる場合

(2) 本復旧の施工は、第2章1、第7章5及び第7章6を準用する。

第8章 その他

(道路の附属物等に対する措置)

1 工事の施工により新たに道路の附属物又は施設の移設等の必要が生じたときは、第1章2(2)に基づき指示を受けなければならない。

(2) 工事に起因した道路の附属物又は施設の損傷は、自らの責任において原状に回復しなければならない。

(路肩又は法面の復旧)

2 路肩又は法面は、原状に復旧しなければならない。

(埋設物の明示)

3 工事により敷設する埋設物が、電線若しくは水道管、公共下水道管若しくはガス管等である場合は、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の3の2第2項及び第3項の定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設の年その他の保安上必要な事項を明示しなければならない。

ただし、各戸に引込むために埋設するもの及び道路法施行規則で定めるものを除く。

(2) 前項の明示は、埋設テープ又は埋設シートにより行い、次に掲げる色彩のものを用いなければならない。

占 用 物 件 区 分	色 彩
電 話 線	赤 色
電 力 線	オレンジ色
水 道 管	青 色
工 業 用 水 管	白 色
公 共 下 水 道 管	茶 色
ガ ス 管	緑 色
そ の 他	黄 色

(復旧箇所の明示)

- 4 仮復旧及び本復旧をした箇所には、次に掲げる事業種別意匠による明示をしなければならない。

占有者の事業種別	意 匠	備 考
電気通信事業者	T	1. ペイントの色は白色とする。 2. 意匠の外円の直径は、15cmとする。
電気事業者	E	
水道事業者	W	
下水道事業者	D	
ガス事業者	G	
その他の	K	

- (2) 本復旧箇所の明示は、別記3「本復旧箇所の明示位置の基準」によらなければならない。

別記1 占用工事写真の撮影方法

1 対象

占用工事における、施工記録写真と工事完成後の出来形確認写真

2 撮影箇所

- (1) 占用工事延長50mごと
- (2) 占用位置が異なる箇所
- (3) その他、市長が指示する箇所

3 撮影方法

- (1) 施工前と施工後の写真は同一箇所を同一方向から撮影すること。
- (2) 工事の内容を判然とさせるため、小黒板に次の事項を記入し同時に写しこむこと。

- ア 工事名
- イ 工事許可番号
- ウ 工事箇所
- エ 位置（測点番号）
- オ 撮影年月日
- カ 工種
- キ 形状、寸法等
- ク 施工業者名

4 撮影項目

- (1) 現況写真
占用工事着手前に周囲の風景を写しこんだ路面の状況写真
- (2) 占用位置写真
敷設した占用物件の位置を明確にするため、次の項目が判明できる写真
 - ア 土被り
地表面から地下埋設物上端部までの距離を計測した写真
 - イ 離れ
道路区域界から地下埋設物の中心までの距離を計測した写真
- (3) 路床の埋戻し
 - ア 転圧機等で路床材を転圧しているもの
 - イ 路床の仕上り面から路面までの距離を計測した写真
- (4) 路盤工
 - ア 転圧機等で路盤材を転圧しているもの
 - イ 路盤の仕上り面から路面まで距離を計測した写真
- (5) 舗装

- ア プライムコート
- イ タックコート
- ウ アスファルト敷均し
- エ 転圧
- オ 合材温度

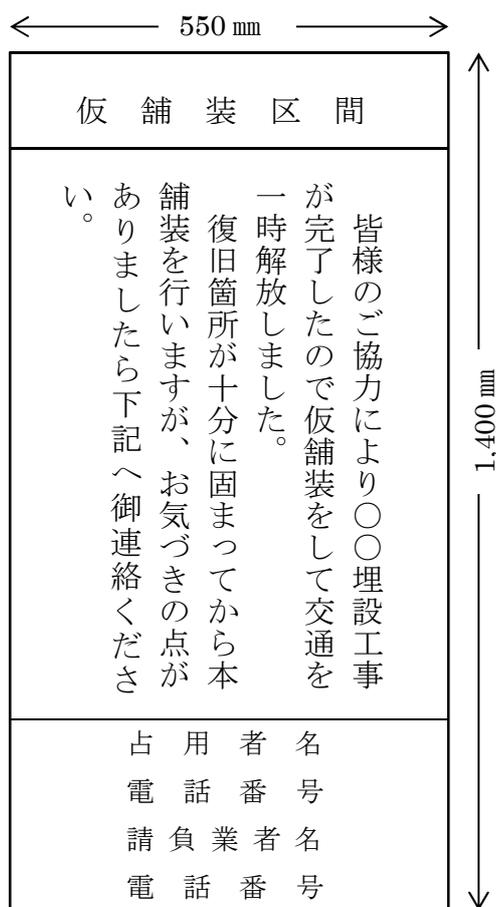
(6) 完成

占用工事完了後に、現況写真と同様、周囲の風景を写し込んだ路面の状況写真

5 その他

- (1) 補助工事の施工状況写真
- (2) 特殊構造物の施工状況写真
- (3) 市長が指示する写真

別記2 仮舗装区間標示板



別記3 本復旧箇所の明示位置等の基準

1 対象

明示は、掘削を伴う占用工事の本復旧箇所の全てについて行うこと。
ただし、電柱・電話柱・支線等に係るものを除く。

2 位置

明示の位置は次のとおりとする。(下図参照)

(1) 復旧の延長が、10m未満の場合

民地寄りの起点側へ一箇所

(2) 復旧の延長が、10m以上50m未満の場合

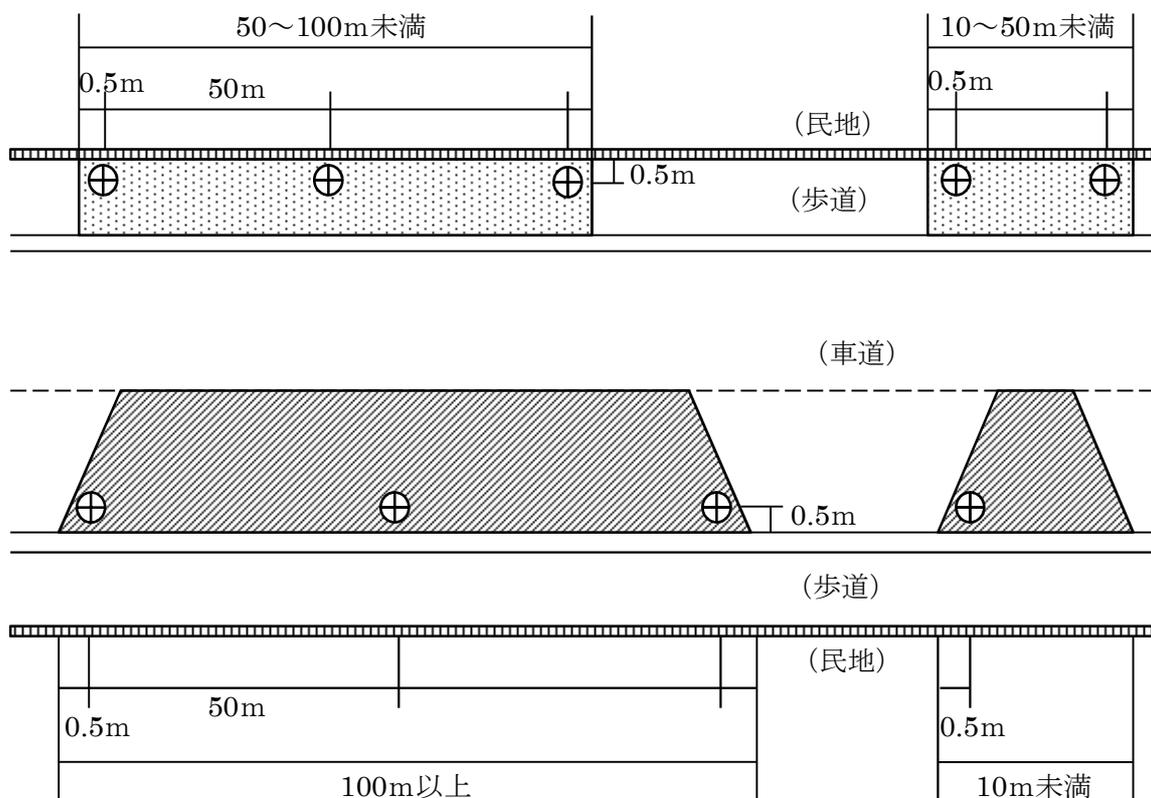
民地寄りの起点側及び終点側へ各一箇所

(3) 復旧の延長が、50m以上の場合

民地寄りの起点側及び起点側から50mごと並びに終点側の各箇所

3 方法

明示は、溶融式又はペイント式塗装により行うこと。



(注) 路面表示の位置は、占用復旧舗装の民地側より0.5mとし、起終点からも0.5mとする。

